

令和 6 年度

年 次 記 錄

京都府人事委員会事務局

目 次

第1章 人事委員会の構成及び運営 1

第2章 人事委員会の業務

1 業務の概要 2

2 委員会の会議開催状況 5

3 条例案に対する意見 11

4 職員団体との意見交換 11

5 人事委員会規則等の制定・改廃 12

6 任用

(1)競争試験 15

(2)障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験 24

(3)知的障害者を対象とした職員採用選考試験 25

(4)選考 25

(5)人材確保の取組 28

7 給与、勤務時間その他の勤務条件

(1)職員の給与等に関する報告及び勧告 29

(2)給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査 35

(3)給与に関する協議、承認等 39

(4)勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等 40

8 分限及び懲戒 41

9 公 平 審 査	
(1)勤務条件に関する措置要求	41
(2)不利益処分に関する審査請求	41
(3)苦情の処理	41
(4)公務災害補償の審査	41
10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況	41
11 労働基準監督機関の職権行使	
(1)職権行使の概要	42
(2)労働基準法による事業区分	43
(3)事業場調査	46
(4)職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施	47
12 職 員 団 体	48
13 職員団体等の規約の認証	48
14 諸 会 議	49
第3章 人事委員会事務局	
1 事務局の事務分掌	50
2 予 算 の 状 況	51

第1章 人事委員会の構成及び運営

人事委員会は、地方自治法第180条の5及び地方公務員法第7条の規定により、条例で設置された人事機関であり、委員3名をもって構成する合議制の執行機関です。

その業務内容は、地方公務員法第8条に定められており、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施(教育公務員を除く。)、給与等に関する調査と報告及び勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益な処分に関する審査請求についての審査・判定、職員の苦情相談、労働基準監督機関としての職権行使並びに人事委員会規則の制定等を行っています。

これらの審議又は調査研究を行うため、定例会が毎月第2週及び第4週にそれぞれ1回を例として、また、必要に応じて臨時会が開催されます。

なお、令和6年度の人事委員会の委員は、次のとおりです。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	備考
委員長	辻 幸子	非常勤	令和4年10月14日 〔第1期就任 平成30年10月14日 第2期就任 令和4年10月14日 委員長就任 令和6年8月9日〕	医師
委員 〔委員長 職務代理者〕	坂田 均	非常勤	令和5年 7月12日 〔第1期就任 令和元年7月12日 第2期就任 令和5年7月12日 委員長就任 令和4年7月29日 ～令和6年8月8日〕	弁護士
委員	上田 敏勝	非常勤	令和7年7月28日 〔第1期就任 令和6年7月28日 第2期就任 令和7年7月28日〕	元府知事室長

(※委員の任期は4年)

第2章 人事委員会の業務

1 業務の概要

(1) 地方公務員法第5条第2項の規定による意見の表明

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならぬとされており、その都度意見を述べています。

(2) 任 用

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないという、地方公務員法第15条に規定する任用の根本基準に基づき、競争試験及び選考の業務を行っています。

職員の採用は、原則として競争試験によるものとし、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるものとされています。(地方公務員法第17条の2第1項)

また、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないものとされています。(地方公務員法第21条の4第1項)

① 競争試験

毎年度概ね職員(一類、二類及び警察事務)、公立学校職員及び警察官の各採用試験を行っています。

採 用 試 験 の 状 況

年度	申込者数	合格者数
令和6年度	3,031人	766人
令和5年度	2,991人	679人

※就職氷河期世代の方を対象とした職員採用試験を含む。

② 選考

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害者の雇用促進のため、障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。

なお、平成2年度からは点字試験も実施しています。

障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験の状況

年度	申込者数	合格者数
令和6年度	115(0)人	19(0)人
令和5年度	110(0)人	13(0)人

()は内数で点字受験申込者の数

知的障害者を対象とした職員採用選考試験の状況

年度	申込者数	合格者数
令和6年度	18人	1人
令和5年度	30人	1人

上記以外の採用選考については、任命権者の申請に基づき、その都度実施しています。

採 用 選 考 の 状 況

(障害者を対象とした採用選考を除く。)

年度	選考採用
令和6年度	130人
令和5年度	107人

③ 人材確保の取組

京都府職員採用試験への受験を促すため、大学での説明会を開催するとともに、京都府が求める人材像や職員として働くことのやりがいをアピールする「職員採用試験ガイダンス」や「オンデマンドガイダンス」を開催しています。

(3) 給与、勤務時間その他の勤務条件

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公務員法第24条に定める根本基準に基づき、次の業務を行っています。

① 人事委員会規則等の制定、改廃

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、条例で定めることとされており(地方公務員法第24条第5項)、本府においては、「職員の給与等に関する条例」をはじめ、関係条例が制定されています。

人事委員会は、これらの条例の委任に基づき、「職員の給与、勤務時間等に関する規則」をはじめ、必要な人事委員会規則等の制定又は改廃を行っています。

② 承認、同意等

「職員の給与等に関する条例」及び「職員の給与、勤務時間等に関する規則」等の規定により、職員の給与の決定等については、人事委員会の承認、同意等を要するものがあり、各任命権者の申請に基づき、その都度承認等を行っています。

③ 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならないとされています。(地方公務員法第14条)さらに、職員の給与については、職務と責任に応ずるものでなければならぬという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。また、勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。(地方公務員法第24条)

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、議会及び知事にその成果を報告するとともに、講じるべき措置について勧告することができることとされています。(地方公務員法第8条、第14条、第26条)

(4) 公平制度

人事行政の公正な執行を確保し職員の利益を保護するため、人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員から勤務条件に関する措置の要求又は不利益な処分に関する審査請求があった場合には、これを審査・判定し、必要な措置を執ることとされており、また、職員からの苦情の申出があった場合はこれを処理することとされています。

① 勤務条件に関する措置要求

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう職員から要求があった場合には、これを審査・判定し、その結果に基づき、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、勧告を行う等必要な措置を執ることとされています。(地方公務員法第46条、第47条)

② 不利益処分に関する審査請求

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合には、これを審査し、この結果に基づき、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合には、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。(地方公務員法第49条の2、第50条)

(3) 苦情の処理

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合は、人事委員会が指名した職員相談員が、当該職員に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、事案の解決に必要な措置を行っています。(地方公務員法第8条第1項第11号)

(5) 労働基準法及び労働安全衛生法上の職権行使

労働基準法、労働安全衛生法等を職員に適用する場合、一般官公署及び教育、研究又は調査の事業を行う機関に勤務する職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権については、人事委員会が行使することとされています。(地方公務員法第58条第5項)

① 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく諸手続

解雇予告除外認定、一斉休憩の除外や時間外労働に関する協定の届出、宿日直勤務の許可等労働基準関係法令に基づく諸手続並びにボイラー等の危険な作業を必要とする機械器具の落成検査及び衛生管理関係の報告の受理等労働安全衛生関係法令に基づく諸手続の事務を行っています。

労基法、安衛法に基づく処理件数の状況

年度	労基法関係	安衛法関係	合計
令和6年度	102 件	250 件	352 件
令和5年度	111 件	259 件	370 件

② 事業場調査等

地方公務員法の規定に基づき労働基準監督機関として所管事業場を調査し、必要な指示、指導を行って、勤務条件及び執務環境の維持改善に努めるとともに、毎年、全事業場の管理監督者を対象として、職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会を開催し、その周知・指導を行っています。

令和6年度は、180事業場を対象に書面調査を行うとともに、うち40事業場(45箇所)について実地調査を行いました。また、講習会では、メンタルヘルスをテーマとした講演を実施し、職場環境への問題意識を高める工夫をしました。

(6) 職員団体関係事務

「職員団体の登録に関する条例」に基づき、職員団体としての登録申請や登録事項の変更申請があつた場合、人事委員会は、その申請内容が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び申請書の記載事項を登録・変更しています。

現在、人事委員会に登録されている職員団体は、12団体です。

(7) 職員団体等の規約の認証

「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」に基づき、職員団体等から規約の認証申請があつた場合、人事委員会は、その申請内容が同法の規定に適合するものであるときは、規約を認証しています。

2 委員会の会議開催状況

令和6年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会24回、臨時会6回の計30回です。

(1) 会議開催状況

月別	委員会 開催回数	付 議 事 項						調査研究 事 項	報 告 事項等
		規則等	意 見	任 用	給 与	審 査	その他		
4月	2	1	件	件	件	件	件	件	12
5月	2	1		1					10
6月	2			1				2	8
7月	2			2		1			7
8月	2			1				1	6
9月	4	1						5	9
10月	3			1	1			4	7
11月	2	1		3				2	9
12月	3	2	1	2				2	9
1月	2			1				2	5
2月	2			2		2		2	3
3月	4	6	2	5				3	6
計	30	12	3	19	1	3	0	23	91

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第 2 9 7 7 回 定 例 会 (6 . 4 . 1 1)	付議	1 職員のべき地手当等に関する規則の一部改正について
	報告	1 令和5年度人事委員会重点取組事項の状況について 2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(行政・福祉)の実施について 3 令和6年職員給与実態調査の実施について 4 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について 5 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 6 令和5年度懲戒・分限処分及び苦情相談の実績について 7 京都労働局との協定の一部改正について
第 2 9 7 8 回 定 例 会 (6 . 4 . 2 3)		1 令和6年度人事委員会重点取組事項について 2 令和6年職種別民間給与実態調査に係る任命権者からの要望について 3 職員団体との意見交換等について 4 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 5 処分説明書の写しの提出について
第 2 9 7 9 回 定 例 会 (6 . 5 . 1 6)	報告	1 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について 2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系・春)第1次合格者数について 3 令和5年度京都府職員等採用試験の実施状況について 4 地域手当について(府制度の概要、検討課題等) 5 職員団体等からの全国人事委員会連合会への要請について 6 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 7 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第 2 9 8 0 回 定 例 会 (6 . 5 . 3 0)	付議	1 令和6年度京都府職員(技術系・春)採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
	報告	1 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(行政、福祉)の申込状況について 2 令和6年能登半島地震に伴う京都府職員の勤務条件に係る措置について 3 令和5年(審)第1号事案に係る状況について
第 2 9 8 1 回 定 例 会 (6 . 6 . 1 3)	調査研究	1 令和5年(審)第2号事案について
	報告	1 令和6年度事業場調査実施計画について 2 処分説明書の写しの提出について
第 2 9 8 2 回 定 例 会 (6 . 6 . 2 6)	付議	1 採用選考の合格について
	調査研究	1 令和5年(審)第1号事案について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和6年度京都府職員等(二類等及び障害者(身体・精神))採用(選考)試験の実施について 3 令和6年度第1回京都府警察官採用試験第1次合格者数について 4 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 5 令和6年度職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の開催について 6 処分説明書の写しの提出について

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第2983回 定期例会 (6.7.11)	付議	1 令和5年(審)第1号事案について 1 全国人事委員会連合会総会について
	報告	2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(行政・福祉)第1次合格者数について 3 令和6年職種別民間給与実態調査の完了状況について
第2984回 定期例会 (6.7.25)	付議	1 採用選考の合格について 2 令和6年度第1回京都府警察官採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 3 令和5年(審)第1号事案について 4 第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
第2985回 定期例会 (6.8.8)	付議	1 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(行政・福祉)最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和6年人事院勧告について 3 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第2986回 定期例会 (6.8.22)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 監査委員決算審査について 2 令和6年度京都府職員等採用試験(二類、公立学校職員、警察事務)、障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験の申込状況について 3 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第2987回 臨時会 (6.9.5)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 中央教育審議会の答申について 3 处分説明書の写しの提出について
第2988回 定期例会 (6.9.12)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系・秋)の実施について 3 総務省「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性について 4 令和6年度事業場調査(実地調査)実施計画について
第2989回 臨時会 (6.9.19)	付議	1 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正について
	調査研究	2 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	3 处分説明書の写しの提出について
第2990回 定期例会 (6.9.26)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 自治労近畿地区連絡協議会からの近畿人事委員会協議会への要請について

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第2991回 臨時会 (6.10.3)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 1 職員の退職手当に関する条例第19条第1項による人事委員会への諮問予定案件について 2 職員団体との意見交換について 3 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 4 令和6年度上半期苦情相談の実績について
	報告	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和5年(審)第2号事案について
第2992回 定期例会 (6.10.10)	調査研究	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和5年(審)第2号事案について
	報告	1 職員団体との意見交換について
第2993回 定期例会 (6.10.17)	付議	1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和5年度京都府人事委員会の業務の状況について
	調査研究	1 令和5年(審)第2号事案について
	報告	1 決算特別委員会書面審査について 2 職員団体との意見交換等について
第2994回 定期例会 (6.11.7)	調査研究	1 令和5年(審)第2号事案について
	報告	1 令和6年度重点取組事項の状況について 2 令和6年度京都府職員(二類・警察事務)、公立学校職員採用試験第1次合格者数について 3 令和6年度第2回京都府警察官採用試験第1次合格者数について 4 人事委員会勧告・報告の実施状況について 5 処分説明書の写しの提出について
第2995回 定期例会 (6.11.21)	付議	1 令和6年度京都府職員(二類及び警察事務)及び公立学校職員採用試験の最終合格者並びに採用候補者名簿について 2 就職氷河期世代の方を対象とした京都府職員、京都府公立学校職員採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について 3 令和6年度京都府職員等採用試験施行計画の変更について 4 個人情報の保護に関する法律施行規程等の改正等について
	調査研究	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
	報告	1 総務・警察常任委員会審議状況について 2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系・秋)第1次合格者数について 3 人事委員会勧告・報告の実施状況について 4 令和5年(審)第2号事案に係る状況について

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第 2 9 9 6 回 定 例 会 (6 . 1 2 . 5)	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について
	報告	1 近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議について 2 令和6年度障害者(身体・精神)を対象とした京都府職員採用選考試験実施結果について 3 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 4 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 5 令和6年度事業場調査(令和5年度実施分再調査)の結果について 6 処分説明書の写しの提出について
第 2 9 9 7 回 定 例 会 (6 . 1 2 . 1 2)	付議	1 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系・秋)最終合格者及び採用候補者名簿について 2 令和6年度第2回京都府警察官採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について 3 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 4 府税事務所の統合に伴う人事委員会規則の改正について
	調査研究	1 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について
	報告	1 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第 2 9 9 8 回 臨 時 会 (6 . 1 2 . 1 9)	付議	1 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について
	報告	1 京都府旅費条例等の一部改正について 2 処分説明書の写しの提出について
第 2 9 9 9 回 定 例 会 (7 . 1 . 9)	報告	1 人事行政の運営等の状況について 2 令和7年度警察官等採用試験の実施に係る検討状況について 3 処分説明書の写しの提出について
第 3 0 0 0 回 定 例 会 (7 . 1 . 2 3)	付議	1 令和7年度京都府警察官採用試験施行計画について
	調査研究	1 地域手当について 2 令和5年(審)第2号事案について
	報告	1 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系)第1次合格者数について 2 令和7年度京都府職員等採用試験の実施に関する基本的な考え方について
第 3 0 0 1 回 定 例 会 (7 . 2 . 6)	付議	1 令和7年度京都府職員等採用試験施行計画について 2 令和6年度京都府職員(一類)採用試験(技術系)最終合格者及び採用候補者名簿の確定について 3 令和5年(審)第2号事案について 4 不利益処分に対する審査請求の受理及び審査長の決定等について
	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第3002回 定期例会 (7.2.20)	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 1 令和6年度事業場調査(実地調査)の実施結果等について
	報告	2 令和5年(審)第2号事案について 3 処分説明書の写しの提出について
第3003回 定期例会 (7.3.6)	付議	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について(令和7年3月7日意見表明分) 2 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について(令和7年3月19日意見表明分)
	調査研究	1 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について
	報告	1 予算特別委員会書面審査について
第3004回 臨時会 (7.3.18)	付議	1 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について
	調査研究	1 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 2 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について
	報告	1 事業場調査(実地調査)の結果の公表について 2 令和7年(審)第1号事案に係る状況について 3 処分説明書の写しの提出について
第3005回 定期例会 (7.3.25)	付議	1 令和7年度職員(課長級以上)定期人事異動について 2 採用選考の合格について 3 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 4 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について 5 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
	報告	1 京都府人事委員会障害者活躍推進計画の改定について
第3006回 臨時会 (7.3.28)	付議	1 職員の併任について 2 採用選考の合格について 3 職員の勤務延長の期限延長等について 4 知事部局の組織改正等に伴う人事委員会規則の改正について 5 京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
	報告	1 令和7年度職員(主幹級以下)定期人事異動について

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により府議会において求められた次の条例案について、人事委員会の意見を表明した。

意見表明年月日	議案番号及び件名	意 見 (要 旨)
6.12.19	令和6年12月府議会定例会 ●第67号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」	第67号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」のうち、職員に関する部分については、本年10月22日に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえ、給料表の改定等を行うものであり、適当であると考える。
7.3.7	令和7年2月府議会定例会 ●第67号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」	第67号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等により仕事と育児・介護の両立を支援するための所要の改正を行うものであり、適当であると考える。
7.3.19	令和7年2月府議会定例会 ●第19号議案「京都府旅費条例一部改正の件」 ●第20号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」 ●第23号議案「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」	第19号議案京都府旅費条例一部改正の件については、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、国の改正内容を踏まえつつ、府の状況を考慮して旅費制度の見直しを行うものであり、適当であると考える。 第20号議案職員の給与等に関する条例等一部改正の件については、昨年10月22日に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うための改正を行うものであり、適当であると考える。 第23号議案管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件のうち、職員に関する部分については、管理職の職員等に支給される給与について来年度も特例的な引下げ措置を講じられるものであるが、当委員会が地方公務員法の諸原則に基づき勧告する職員の給与制度とは異なるものであり、また、本来、臨時・特例である措置が長期間にわたって継続されることは望ましい状態ではなく、適正な給与の確保に向けた対応が求められるものと認識しており、現下の厳しい財政状況等を考慮され、政策判断の下、この条例を提案されたことについてはやむを得ないものと考える。

4 職員団体との意見交換

年 月 日	職員団体名	内 容
6. 7.17 6. 7.30 6. 9.30 6.10. 1 6.10. 8	京都府職員労働組合 京都教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告について
6.10.16	自治労京都府職員労働組合 京都府教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告について

5 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 人事委員会規則

① 新規制定

規則の名称	制定規則の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内容
個人情報の保護に関する法律施行細則	人事委員会規則17-2	6.11.29 公布 6.12.2 施行	マイナンバー法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い規程

② 一部改正

規則の名称	改正規則の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内容
職員の管理職手当に関する規則 (人事委員会規則6-54)	人事委員会規則101-23	7. 1. 1 公布 7. 1. 1 施行	府税事務所等の統合に係る所要の改正
	人事委員会規則106-833	6.12.26 公布 6.12.26 施行 6. 4. 1 適用	管理職手当額の引上げに伴う所要の改正
	人事委員会規則106-843	7. 4. 1 公布 7. 4. 1 施行	令和7年度組織改正に伴う所要の改正
職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (人事委員会規則1-6)	人事委員会規則101-24	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	関係規則の改正に伴う規定整備
一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則(人事委員会規則4-11)	人事委員会規則104-52	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	特定任期付職員への勤勉手当の支給に伴う所要の改正
職員のべき地手当等に関する規則 (人事委員会規則6-36)	人事委員会規則106-829	6. 4.16 公布 6. 4.16 施行 6. 4. 1 適用	学校統廃合(宮津市立養老小学校)に伴う所要の改正
	人事委員会規則106-838	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	定年前再任用短時間勤務職員を支給対象に加えることによる所要の改正
職員の特地勤務手当等に関する規則(人事委員会規則6-34)	人事委員会規則106-830	6. 10. 1 公布 6. 10. 7 施行	宮津警察署筒川駐在所の移転に伴う所要の改正
	人事委員会規則106-837	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	定年前再任用短時間勤務職員を支給対象に加えることによる所要の改正
職員の給与、勤務時間等に関する規則(人事委員会規則6-2)	人事委員会規則106-831	6.12.26 公布 6.12.26 施行 6. 6. 1 適用	人事委員会勧告に基づく改定(勤勉手当)
	人事委員会規則106-834	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	給料表構造の見直し等に伴う所要の改正
職員の初任給調整手当に関する規則(人事委員会規則6-18)	人事委員会規則106-832	6.12.26 公布 6.12.26 施行 6. 4. 1 適用	医師の初任給調整手当額の引上げに伴う所要の改正
職員の通勤手当に関する規則(人事委員会規則6-11)	人事委員会規則106-835	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	通勤手当額の上限引上げ等に伴う所要の改正
職員の住居手当に関する規則(人事委員会規則6-33)	人事委員会規則106-836	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	定年前再任用短時間勤務職員を支給対象に追加することによる所要の改正
義務教育等教員特別手当に関する規則(人事委員会規則6-46)	人事委員会規則106-839	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	義務教育等教員特別手当額の引上げに伴う所要の改正
職員の単身赴任手当に関する規則(人事委員会規則6-66)	人事委員会規則106-840	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	単身赴任手当の支給対象の拡大に伴う所要の改正
職員の地域手当に関する規則(人事委員会規則6-89)	人事委員会規則106-841	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	異動保障の期間の見直し等に伴う所要の改正
職員の特殊勤務手当に関する規則(人事委員会規則6-3)	人事委員会規則106-842	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	災害応急作業等手当の加算措置に伴う所要の改正
管理職員等の範囲を定める規則(人事委員会規則14-2)	人事委員会規則114-96	6. 6.11 公布 6. 6.11 施行	令和6年度の組織改正及び職の新設・廃止等に伴う改正

規則の名称	改正規則の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内容
管理職員等の範囲を定める規則 (人事委員会規則14-2)	人事委員会規則101-23	7. 1.1 公布 7. 1.1 施行	府税事務所等の統合に伴う所要の改正
職員の給与、勤務時間等に関する規則 (人事委員会規則6-2)	人事委員会規則106-834	7. 3.31 公布 7. 4. 1 施行	子育て休暇の対象に学校の休業等の場合を加える改正
職員の公益的法人への派遣等に関する規則 (人事委員会規則15-2)	人事委員会規115-36	7. 4. 1 公布 7. 4. 1 施行	派遣先団体の追加及び削除のための改正
京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則 (人事委員会規則14-5)	人事委員会規114-97	7. 4. 1 公布 7. 4. 1 施行	令和7年度定期人事異動に伴う変更のための改正

③ 廃止

規則の名称	廃止規則の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内容
個人情報の保護に関する法律施行規程(令和5年京都府人事委員会訓令第66号)	人事委員会訓令第68号	6.11.29 公布 6.12.2 施行	個人情報の保護に関する法律施行細則の制定に伴う廃止

(2) 人事委員会告示

① 一部改正

告 示 の 名 称	改 正 告 示 の 番 号	公 布 年 月 日 施 行・適用年月日	内 容
個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項に規定する保有個人情報等	人事委員会告示第100号	6.11.29 公布 6.12.2 施行	個人情報の保護に関する法律施行細則の制定に伴う改正

(3) 通 知 等

① 新規制定

通 知 の 名 称	制 定 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について	7人職第31号	7.3.31	号給の大くくり化に係る在職者調整

② 一部改正

通 知 の 名 称	改 正 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
期末手当及び勤勉手当の支給について (平10.1.30付け 10人職第17号)	6人職第148号	6.12.26	職員の給与等に関する条例等の改正に伴う勤勉手当支給割合の改正
人事委員会規則6-2(職員の給与、勤務時間、休日及び休暇)の運用について (昭45.8.5付け5人職第294号)	7人職第48号	7.3.31	給与制度のアップデートに伴う所要の改正
通勤手当の運用について (昭50.1.14付け50人職第13号)			
単身赴任手当の運用について (平2.3.26付け2人職第61号)			
管理職員特別勤務手当の運用等について (平4.1.16日付け4人職第4号)			
住居手当の運用について (平7.12.25日付け7人職第262号)			
地域手当の運用について (平18.3.31日付け8人職第90号)			
期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の算定について (平18.3.31日付け8人職第99号)			
扶養手当の運用について (平18.12.26日付け8人総第1164号)			
管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則の運用について (令5.3.31日付け5人職第33号)			
人事委員会規則6-2(職員の給与、勤務時間、休日及び休暇)の運用について (昭和45.8.5付け5人職第294号)	7人職第48号	7.3.31	子の看護休暇の対象行為、その他所要の見直しに係る改正
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の運用について (平8.12.25付8人職第275号)	7人職第39号	7.3.31	大規模災害時の手当額の引上げや深夜作業等の場合の加算措置の新設に伴う所要の改正

③ 廃止

通 知 の 名 称	廢 止 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
令和6年度能登半島地震の被害に伴う職員の服務の取扱いについて (令和6.1.12付け6人職第5号)	6人職第74号	6. 5.23	令和6年度能登半島地震に関する臨時措置が国において廃止されることに伴う廃止

6 任 用

(1) 競争試験

① 職員採用試験

ア 受験資格及び試験の方法

採用試験	試験区分	受 験 資 格	試験の方法	
			第1次試験	第2次試験
職員(一類) 採用試験 (技術系・春)	総合土木	(総合土木) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 電気・電子・情報工学(知事) 機械建築化学生 農畜林水環境 薬剤師Ⅰ 獣医師	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接
職員(一類) 採用試験	行政A 行政B 行政A (10月) 福祉	(行政A、行政B) 次のいずれかに該当する方 (1) 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 (行政A(10月)) 令和6年10月1日の採用に応じられる方で、次のいずれかに該当する方 (1) 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和6年9月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 (福祉) 次のいずれかに該当する方で、社会福祉主事の任用資格を有する方又は令和7年3月末までに取得見込みの方 (1) 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	(筆記試験) (1) 教養試験(行政B除く。) ・多肢選択式 ・行政A及び行政A(10月)は40/55題解答(2時間) ・福祉は25題全問解答(1時間30分) (2) 基礎能力試験(SPI3)(行政Bのみ) ・多肢選択式(約1時間10分) (3) 論文試験 ・1時間30分 (4) 専門試験 ・多肢選択式(1時間30分) ・行政A・A(10月)は、総合政策、法律、経済の3科目から1科目を選択し、40/60題解答 ・福祉は40題全問解答 (5) 自己アピール試験(行政Bのみ) ・1時間30分 (口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・集団面接(行政B以外) ・個別面接(行政Bのみ)	(口述試験) (1) 口述試験 ・個別面接

採用試験	試験区分	受 験 資 格	試験の方法	
			第1次試験	第2次試験
職員(一類) 採用試験 (技術系・秋)	総 合 土 木	(総合土木) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接
	機 建 林 械 築 業	(機械、建築及び林業) 次のいずれかに該当する方 (1) 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方		
	獸 医 師	(獣医師) 昭和59年4月2日以降に生まれた方で、獣医師免許を有する方又は令和7年までに実施される国家試験で取得見込みの方		
職員(一類) 採用試験 (技術系)	総 合 土 木	(総合土木) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接
	機 建 條	(機械及び建築) 次のいずれかに該当する方 (1) 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 (2) 平成15年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方		

採用試験	試験区分	受 験 資 格		試験の方法	
				第1次試験	第2次試験
職員(二類) 採用試験	事務 農業 林业 土木 建築 事務(北部地域勤務)	(事務、農業、林业、土木、建築及び事務(北部地域勤務)) 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 (ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方を除く。)		(筆記試験) (1) 教養試験 ・多肢選択式(2時間) ・45/50題解答	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・個別面接
公立学校職員 採用試験	学校事務職員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成10年4月2日以降に生まれた方	(筆記試験) (1) 教養試験 ・多肢選択式(2時間) ・45/50題解答
		B	上記A以外の方	平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方	(作文試験) ・記述式(文章表現力) ・1時間
		社会人経験者等	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方		(専門試験(二類農業、二類林业、二類土木、二類建築、学校図書館司書及び学校施設管理職員のみ)) ・多肢選択式(2時間) ・40題全問解答
		北部地域勤務	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方		(口述試験) (1) 口述試験 ・集団面接
	学校図書館司書		司書の資格を有する方又は令和7年3月末までに資格取得見込みの方	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方	
	学校施設管理職員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	昭和60年4月2日以降に生まれた方	
		B	上記A以外の方	昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方	
職員 (警察事務) 採用試験	警察事務職員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成10年4月2日以降に生まれた方	
		B	上記A以外の方	平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方	
就職氷河期 世代の方を対象とした職員採用試験	事務 学校事務職員	(事務、学校事務職員) 次のア、イの要件をいずれも満たす方 (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 令和6年4月1日以降に、正規雇用労働者として雇用されていない方		(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・マークシート方式 (2) 論文試験 ・1時間	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・個別面接

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

ただし、学校図書館司書については、日本の国籍を有しない方も受験できる。

イ 実施試験日程

採用試験	試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
職 員 (一 類) 採用試験 (技術系・春)	6.3.1	<インターネット> 6.3.1 ↓ 6.3.25 (正午)	<専門試験> 6.3.29 ↓ 6.4.5 <基礎能力試験> 6.4.9 ↓ 6.4.21 (テストセンター)	<適性検査> <口述試験> 6.5.13 ↓ 6.5.18 (京都府庁)	6.5.30	6.5.31
職 員 (一 類) 採用試験	6.4.16	<インターネット> 6.4.16 ↓ 6.5.27 (正午)	<筆記試験> 6.6.16 (同志社大学(全ての試験区分)) <適性検査> <口述試験> 6.6.26 ↓ 6.6.28 6.7.1 (京都府庁)	<口述試験> 6.7.18 ↓ 6.7.20 6.7.22 ↓ 6.7.24 (京都府庁)	6.8.8	6.8.9
職 員 (一 類) 採用試験 (技術系・秋)	6.9.13	<インターネット> 6.9.13 ↓ 6.10.3 (正午)	<専門試験> 6.10.8 ↓ 6.10.15 <基礎能力試験> 6.10.17 ↓ 6.10.30 (テストセンター)	<適性検査> <口述試験> 6.11.18 (京都府庁)	6.12.12	6.12.13

採用試験	試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
職 員 (一 類) 採用試験 (技術系)	6.11.26	<インターネット> 6.11.26 ' 6.12.10 (正午)	<専門試験> 6.12.11 ' <基礎能力試験> 6.12.11 ' 6.12.25 (テストセンター)	<適性検査> <口述試験> 7.1.22 (京都府庁)	7.2.6	7.2.7
職 員 (二 類) 採用試験	6.7.1	<インターネット> 6.7.1 ' 6.8.16 (正午)	<筆記試験> 6.9.29 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"><div style="flex-grow: 1; border-left: 1px solid black; padding-right: 10px;"></div><div style="text-align: right;">京都女子大学 府立西舞鶴 高等学校</div></div> <口述試験> 6.10.11 6.10.15 ' 6.10.17 (京都府庁)	<適性検査> <口述試験> 6.11.1 6.11.5 6.11.8 6.11.12 (京都府庁)	6.11.21	6.11.22
公立学校 職員採用 試 験						
職 員 (警察事務) 採用試験						
就職氷河期 世代の方を 対象とした 職員採用 試 験	6.7.1	<インターネット> 6.7.1 ' 6.8.16 (正午)	<基礎能力試験> <論文試験> 6.9.29 (京都女子大学)	<口述試験> <適性検査> 6.11.3	6.11.21	6.11.22

△ 受験者数等一覧

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数 (a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)	採用者数
一類	行政 A	人 175名程度	人 556	人 351	人 274	人 260	人 200	倍 1.8	人 137
	行政 B		105	45	17	15	11	4.1	8
	行政A(10月)		39	16	10	10	4	4.0	3
	福祉		23	13	6	6	4	3.3	2
	電気・電子・情報工学(知事) (春)		若干名	20	12	7	6	2.4	2
	電気・電子・情報工学(警察) (春)		若干名	12	10	5	5	10.0	1
	機械 (春)		若干名	5	1	1	0	—	0
	機械 (秋)		若干名	2	0	—	—	—	0
	機械		若干名	1	1	1	1	1.0	1
	総合土木 (春)		55名程度	52	32	31	25	1.5	6
	総合土木 (秋)		25名程度	11	5	3	3	5.0	0
	総合土木		20名程度	3	1	0	—	—	0
	建築 (春)		5名程度	39	29	27	18	2.2	5
	建築 (秋)		若干名	6	5	5	4	1.7	2
	建築		若干名	4	2	1	0	—	0
	化学 (春)		10名程度	29	21	19	16	1.6	10
	農業 (春)		15名程度	59	46	45	36	2.2	16
	畜産 (春)		5名程度	10	8	8	8	1.3	5
	林業 (春)		10名程度	32	27	18	16	2.7	5
	林業 (秋)		若干名	7	4	2	1	0	—
	水産 (春)		若干名	20	14	9	9	3.5	2
	環境		若干名	17	13	10	10	3.3	3
	薬剤師 I (春)		5名程度	19	15	15	15	1.5	4
	獣医師 (春)		5名程度	8	8	8	5	1.6	4
	獣医師 (秋)		若干名	3	2	2	2	1.0	2
	小計		—	1,082	681	524	475	2.0	218
二類	事務	10名程度	26	14	10	10	8	1.8	5
	事務 (北部地域勤務)	若干名	4	3	2	2	2	1.5	1
	農業	若干名	2	1	1	1	1	1.0	0
	林業	若干名	3	3	2	2	1	3.0	1
	土木	若干名	2	2	1	1	1	2.0	1
	建築	若干名	0	—	—	—	—	—	0
	小計	—	37	23	16	16	13	1.8	8
就職氷河期世代	事務	5名程度	96	47	16	15	5	9.4	4
	学校事務	若干名	37	24	10	10	5	4.8	5
公学	学校事務職員	30名程度	191	91	67	64	33	2.8	26
	学校図書館司書	若干名	31	17	10	10	3	5.7	3
	学校施設管理職員	若干名	15	8	6	6	2	4.0	2
警事	警察事務職員	15名程度	122	70	43	42	19	3.7	16
合計		—	1,611	961	692	638	420	2.3	282

(注)採用者数は令和7年4月1日現在

② 警察官採用試験

ア 受験資格及び試験の方法

試験区分		採用予定日	受験資格		試験の方法	
			第1次試験	第2次試験		
第 1 回	男性A (10月採用)	令和6年 10月1日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和6年9月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成元年4月2日以降に生まれた方(令和7年4月1日時点35歳以下の方)	(筆記試験) (1) 教養試験 多肢選択式 45/50題解答 (2時間)	(1)口述試験 (個別面接) (2)身体検査
			A(10月採用)区分及びA(4月採用)区分以外の方	平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(令和7年4月1日時点19歳以上35歳以下の方)	(2)作文試験 記述式 (文章表現力) 1題(1時間)	
	男性A (4月採用)	令和7年 4月1日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成元年4月2日以降に生まれた方(令和7年4月1日時点35歳以下の方)	(口述試験) (1) 口述試験 (集団討論)	
			A(10月採用)区分及びA(4月採用)区分以外の方(学校教育法による高等学校を令和7年3月末に卒業見込みの方及び人事委員会がこれと同等の資格があると認める方を除く。)	平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(令和7年4月1日時点19歳以上35歳以下の方)	(2)適性検査 (3)体力試験	
第 2 回	男性A	令和7年 4月1日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成元年4月2日以降に生まれた方(令和7年4月1日時点35歳以下の方)		
			A区分以外の方	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方(令和7年4月1日時点18歳以上35歳以下の方)		

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

イ 試験実施日程

試験区分		試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格 者決定	最終合格 者発表	
第 1 回	警 察 官	男性A (10月採用)	6.3.1	〈インターネット ・郵送〉 6.3.1 ↓ 6.4.8	〈筆記試験〉 6.5.12 警察学校 京都工芸 繊維大学 〈口述試験〉 〈適性検査〉 〈体力試験〉 6.6.10 6.6.11 6.6.12 6.6.13 6.6.14	〈口述試験〉 6.7.4 6.7.5 6.7.8 6.7.9	6.7.26	6.7.31
		男性B (10月採用)						
		男性A (4月採用)						
		女性A (4月採用)				(警察学校)		
		男性B (4月採用)						
		女性B (4月採用)						
第 2 回	警 察 官	男性A	6.7.1	〈インターネット ・郵送〉 6.7.1 ↓ 6.8.15	〈筆記試験〉 6.9.22 警察学校 府立西舞鶴 高等学校 〈口述試験〉 〈適性検査〉 〈体力試験〉 6.10.16 6.10.17 6.10.18	〈口述試験〉 6.11.19 6.11.20 6.11.21 (警察学校)	6.12.13	6.12.17
		女性A						
		男性B						
		女性B						

ウ 受験者数等一覧

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数(b)	競争率(a)/(b)	採用者数
警察官(男性)	A(第1回)	人 75名程度	人 314	人 256	人 152	人 148	人 127	倍 2.0	人 66
	A(第2回)	人 30名程度	人 168	人 105	人 36	人 35	人 30	倍 3.5	人 24
	B(第1回)	人 15名程度	人 288	人 210	人 45	人 40	人 32	倍 6.6	人 3
	B(第2回)	人 40名程度	人 175	人 123	人 46	人 44	人 40	倍 3.1	人 24
	A(10月採用)	人 15名程度	人 36	人 22	人 4	人 4	人 3	倍 7.3	人 3
	B(10月採用)	人 25名程度	人 120	人 97	人 36	人 35	人 26	倍 3.7	人 16
警察官(女性)	A(第1回)	人 15名程度	人 105	人 84	人 45	人 44	人 33	倍 2.5	人 19
	A(第2回)	人 10名程度	人 58	人 35	人 18	人 17	人 15	倍 2.3	人 7
	B(第1回)	人 5名程度	人 93	人 49	人 15	人 15	人 11	倍 4.5	人 0
	B(第2回)	人 15名程度	人 63	人 55	人 30	人 30	人 29	倍 1.9	人 18
合計			1,420	1,036	427	412	346	3.0	180

(注)採用者数は、令和7年4月1日現在

③ 警察官昇任試験

ア 試験実施日程

試験区分	警 部	警 部 補	巡 査 部 長
申込受付期間	6.4.2 ~ 4.16	6.4.2 ~ 4.16	6.4.2 ~ 4.16
第1次試験	6.5.18 警察本部 警察学校 警察署 関東管区警察局	6.5.25 警察本部 警察学校 警察署 視 庁	6.6.1 警察本部 警察学校 警察署 福島県警察 沖縄県警察
第2次試験	6.6.8 警察学校 福知山警察署 関東管区警察局	6.6.15 警察学校 福知山警察署	6.6.22 警察本部 警察学校 福知山警察署 警察学校
第3次試験	6.8.5 8.6 警察学校	6.8.1 8.2 警察学校	6.8.2 8.7 8.8 警察学校
最終合格者決定	6.8.22	6.8.22	6.8.22

イ 受験者数等一覧

試験区分	申込者数	第1次受験者数 (a)	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	第3次受験者数	最終合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)
警 部	人 1,174	人 1,166	人 221	人 219	人 80	人 80	人 32	倍 36.4
警 部 補	1,525	1,511	324	322	200	198	100	15.1
巡 査 部 長	1,547	1,532	339	333	200	200	145	10.6

(2) 障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験

① 受験資格及び試験の方法

受験資格	試験の方法		
	第1次試験		第2次試験
	問題区分		
昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす方 (1) 以下のいずれかに該当する方 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (2) 日本国籍を有する方 (3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方	(1) 教養試験 40題中36題選択解答 2時間(点字受験は2時間30分) (2) 作文試験 文章表現力 1題 1時間 (3) 口述試験 (集団面接)	A ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会がアに該当する方と同等の資格があると認める方	口述試験 (個別面接)
		B 上記以外の方	

② 試験実施日程

試験案内配布開始日	申込受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格者決定	最終合格者発表
6.7.1	6.7.1 ～ 7.29	<教養試験> <作文試験> 6.9.22 (京都府庁・ 府立西舞鶴高等学校) <口述試験> 6.10.18 (京都府庁)	<口述試験> 6.11.6 6.11.7 (京都府庁)	6.11.21	6.11.22

③ 受験者数等一覧

試験区分	採用予定者数	申込者数	第1次受験者数 (a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)	採用者数
事務	20名程度	人 115	人 89	人 40	人 38	人 19	倍 4.7	人 15

(注) 採用者数は、令和7年4月1日現在

(3) 知的障害者を対象とした職員採用選考試験

① 受験資格及び試験の方法

受験資格	試験の方法		
	第1次試験	第2次試験	第3次試験
<p>昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす方</p> <p>(1) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方</p> <p>(2) 日本国籍を有する方</p> <p>(3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方</p>	<p>(1) 筆記試験 公務員として必要な一般教養(国語・数学) 30分程度</p> <p>(2) 口述試験(個別面接)</p>	<p>(1) 実技試験 実際の勤務を想定した実技試験</p> <p>(2) 口述試験(個別面接)</p> <p>(3) 適性検査</p>	<p>・実地試験 実際の勤務場所において、実際の勤務と同じ条件で1週間程度実施</p>

② 試験実施日程

試験案内配布開始日	申込受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格者発表
6.7.29	6.7.29 ～ 8.22	<筆記試験> <口述試験> 6.9.21 (京都府庁)	<実技試験> <口述試験> <適性検査> 6.10.24 (京都府職員研修・研究支援センター)	<実地試験> 6.11.11 ～ 11.15 (南丹広域振興局)	6.11.22

③ 受験者数等一覧

試験区分	採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	最終合格者数(b)	競争率(a)/(b)	採用者数
事務	若干名	人 18	人 16	人 6	人 6	人 1	人 1	倍 16.0	人 1

(注) 採用者数は、令和7年4月1日現在

(4) 選考

① 採用選考(障害者を対象とした採用選考及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の採用選考を除く。)

ア 実施状況

職任命権者	部長相当職	課長相当職	主幹相当職	課長補佐相当職	係長相当職	主事・技師相当職	計	単純労務職	合計
知事	人 6	人 3	人 0	人 20	人 10	人 48	人 87	人 0	人 87
教育委員会	0	1	0	0	1	18	20	0	20
警察本部長	1 (1)	7 (7)	1 (2)	0 (11)	2 (8)	12 (14)	23 (43)	0 (0)	23 (43)
計	7 (7)	11 (11)	1 (2)	20 (31)	13 (19)	78 (80)	130 (150)	0 (0)	130 (150)

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

イ 職種別採用選考数

任命権者	職	採用選考数	任命権者	職	採用選考数
知事	部長相当職	6	教育委員会	課長相当職	1
	課長相当職	3		係長相当職	1
	課長補佐相当職	20		主事・技師相当職	13
	係長相当職	10		文化財保護技師	4
	主事	16		船舶乗組員(無線)	1
	技師	5		小計	20
	学芸員	1		部長相当職(警視含む)	1 (1)
	司書	1		課長相当職(警視含む)	7 (7)
	心理判定員	8		主幹相当職(警視含む)	1 (2)
	医師	7		課長補佐相当職(警部含む)	0 (11)
主事・技師相当職	保健師	7	警察本部長	係長相当職(警部補含む)	2 (6)
	看護師	1		係長相当職(巡査部長含む)	0 (2)
	船舶乗組員	1		巡査	0 (2)
	職業訓練指導員	1		主事	2 (2)
	小計	87		航空整備士	2 (2)
				化学鑑定員	1 (1)
				術科指導員(巡査)	5 (5)
				保健師	1 (1)
				自動車整備士	1 (1)
				小計	23 (43)
				合計	130 (150)

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

② 昇任選考実施状況

任命権者\職	部長相当職	課長相当職	主幹相当職	課長補佐職 相当	係長相当職	計
任命権者	人	人	人	人	人	人
知事	28 (28)	71 (71)	0 (58)	0 (80)	0 (121)	99 (358)
知事 (公営企業管理者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (3)
議會議長	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
代表監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
人事委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	3 (3)	10 (10)	0 (10)	0 (13)	0 (15)	13 (51)
警察本部長	1 (1)	11 (11)	0 (21)	0 (9)	0 (15)	12 (57)
計	32 (32)	92 (92)	0 (89)	0 (104)	0 (154)	124 (471)

(注) () 内は、警察本部長へ委任している選抜昇任制及び選考昇任制による昇任者数（警視（調査官相当職）、警部、警部補、巡査部長）及び各任命権者に委任している昇任者数（主幹相当職、課長補佐相当職、係長相当職）を含めた場合の数値である。

(5) 人材確保の取組

求める人材や職員として働くことのやりがい、魅力をアピールし、チャレンジ精神やバイタリティにあふれた人材の受験を促すため、「職員採用試験ガイダンス」や「業務セミナー」を実施しました。

① 職員採用試験ガイダンス

開催日	場 所	参加者数	内 容
令和6年 5月20日	京都府庁	122名	○一類試験の制度・求める人材像の説明 ○若手職員の就活経験談の紹介 ○行政、福祉職の仕事内容の説明
令和6年 5月20日	京都府庁	8名	○保健師試験の概要・特徴の説明 ○保健師の仕事内容の説明
令和6年 8月7日	京都府庁	83名	○二類等試験の概要・特徴の説明 ○二類等各職種の仕事内容の説明
令和7年 3月5日	オンライン開催 (Zoom)	153名	○一類試験(技術系・春)の概要・特徴の説明 ○若手職員によるワークライフバランスの状況の紹介 ○技術系の各職種に分かれて仕事内容の説明

②業務セミナー

開催日	場 所	参加者数	内 容
令和7年 3月21日	京都府庁	46名	○二類試験の概要・特徴の説明 ○二類各職種に分かれ、若手職員から担当業務等の紹介、職場見学の実施

7 給与、勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月22日、府議会議長及び知事に対し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、次のとおり報告及び勧告を行いました。

報告及び勧告の概要

令和6年報告・勧告の特徴

【本年度分の改定】

- ・月例給は、公民較差11,942円(3.25%)を解消するため、若年層に特に重点を置きつつ、すべての職員を対象に全給料表を引上げ改定
- ・初任給は、大卒相当で約25,800円、高卒相当で約26,200円の引上げ
(京都市内勤務の場合)
- ・ボーナスは、0.10月分引上げ(4.50月→4.60月)、期末・勤勉手当に均等に配分

【社会と公務の変化に応じた給与制度の整備】

- ・令和7年4月1日から扶養手当、通勤手当等について見直し

1 民間給与との比較

(1) 月例給

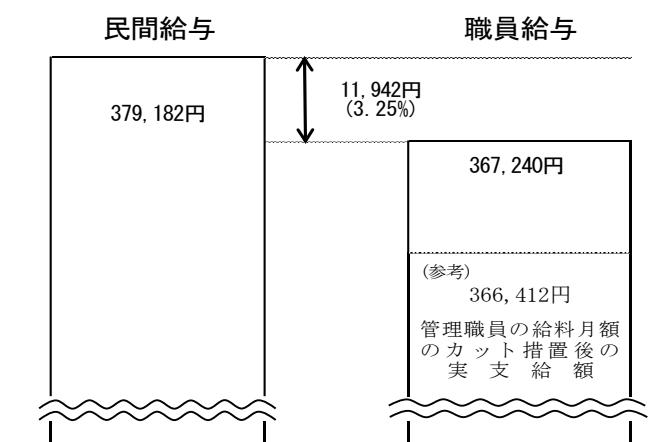
- ・令和6年4月の府職員と民間の月例給与をラスパイレス比較^{※1}
- ・京都府では管理職員の給料月額のカット措置を実施している^{※2}が、臨時・特例的なものであり、本来の職員給与(カット措置がないものとした場合)を比較

民間給与	職員給与	民間給与との比較	
379,182円	367,240円	11,942円 (3.25%)	職員給与が民間 給与を下回る

※1 役職階級、学歴、年齢階層別の府職員の平均給与と、同条件の民間の従業員の平均給与を算出し、それぞれの区分ごとの府職員数を乗じた総額の平均水準を比較

※2 管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額は、366,412円(実公民較差は12,770円)

公民較差イメージ図



(2) 特別給(ボーナス)

- ・令和5年下半期と令和6年下半期のボーナスが、月例給の何月分に相当するかを比較

年間支給月数	民間	職員
	4. 5 8月	4. 5 0月

年間支給月数は、職員が民間を0.08月分下回る

2 給与改定の内容及び実施時期【勧告】

①令和6年4月の民間給与との比較に基づく改定の内容

(1) 月例給

項目	内 容	改定額
給料表の改定	国の給与制度との均衡を図るため人事院勧告を踏まえ、府の公民較差に基づいて引上げ	11,078円
はね返り分	給料表の改定等に伴う地域手当等の諸手当の増加分	863円
計		11,941円

- すべての職員を対象に引き上げる改定を行うこととし、特に人材確保の観点から、若年層を中心に、おむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定を行う。
(行政職給料表の平均改定率：全体3.5%)
- 実施時期：令和6年4月1日（遡及適用）

(2) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

- 民間の支給割合に見合うよう0.10月分引上げ（年間支給月数4.50月→4.60月）
- 民間賞与の支給状況等を考慮しつつ、人事院勧告に準じて引上げ分を期末・勤勉手当に均等に配分

一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
現行	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	1.05月	1.05月	2.10月
現行	1.025月	1.025月	2.05月
合 計	2.30月	2.30月	4.60月
現行	2.25月	2.25月	4.50月

- 実施時期：令和6年6月1日（遡及適用）

(3) 初任給調整手当

- 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定
- 実施時期：令和6年4月1日（遡及適用）

②社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改定の内容

(1) 給料表構造の見直し

- 中堅層の給料の最低水準の引上げ・民間人材採用時の処遇改善（行政職給料表3～7級相当）、職責重視の給料体系への見直し（行政職給料表8～10級相当）等を反映した新給料表への切り替え

(2) 扶養手当

- 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引上げ

(3) 地域手当

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長し、3年目の支給割合は異動前の60%とする。

(4) 通勤手当・単身赴任手当

- 通勤手当の支給限度額を15万円に引上げるとともに、異動等に伴う遠距離通勤者については新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 採用時から単身赴任手当の支給を可能にするとともに、育児等やむを得ない事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能にする。

(5) 管理職員特別勤務手当

- 平日深夜の管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を午後10時～翌日午前5時に拡大とともに、支給対象職員に指定職職員等を追加

(6) 再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、地域手当の異動保障や住居手当など、異動の円滑化に資する手当を新たに支給

(7) 特定期付職員の特別給

- 特定任期付職員の特別給について、業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手當に再編

※ 上記(1)～(7)の実施時期

令和7年4月1日（扶養手当は令和7年4月1日から2年間で段階的に実施。また、地域手当の異動保障等は令和7年4月以降の異動者に適用）

3 給与制度に係る諸課題【報告】

(1) 地域手当

- 人事院は、今回、地域をまたぐ異動を円滑に行う等の観点から、支給地域を広域化して、原則、都道府県単位(都道府県庁所在地等は個別で設定)とするよう勧告
- 京都府では、これまでから、府内地域ごとの諸情勢を職員の給与に反映するため、国に先んじて支給地域の区分を広域化し、独自の地域手当を設定
- 国とは異なる人事管理の状況や地域手当をめぐる独自の対応経過を踏まえ、直ちに国に準拠して見直しを行うのではなく、国の見直しを受けた近隣府県等の見直しの状況等を勘案しつつ、本府における地域手当のあり方について検討を進めていくことが必要

(2) 職種別民間給与実態調査の対象事業所

- 人事院は、国家公務員の適切な報酬水準の設定に向け、官民給与の比較対象として調査対象とする企業規模について検討を進めていくとしたところであり、その動向を注視していくことが必要

4 人事制度及び職員の勤務環境【報告】

(1) 人材の確保・定着

- 就職をとりまく環境や若者の就労観が変化する中で、本府が就職先として選ばれるよう、公務の魅力を高めつつ効果的に発信するとともに、受験しやすい採用試験制度への不断の見直し（競争試験のアップデート）など、人材の確保・定着の取組を推進
- 任命権者と連携して、新卒一括採用と経験者採用など、競争試験と選考による採用を組み合わせて実施し、多様な人材を確保。障害者雇用を促進し、障害のある職員がその能力を發揮して働き続けられるよう、職場環境づくりの取組を求めるとともに、引き続き採用選考試験を実施

(2) 人材の育成・活躍

- 若手職員から高齢層職員まで、それぞれの段階において必要となる知識・技能のほか、新たな政策課題等に対応するための知識・技能を習得・向上できる環境の整備が必要
- 職員が主体的にリスキリングやスキルアップに取り組むことができ、成長の実感が持てる取組の推進が重要
- 定年引上げに伴い、多様な任用形態の60歳超の職員が公務の職場で働いており、高齢層職員が、モチベーションを持って職務に従事することができるよう、勤務条件の整備等が必要
- 女性活躍推進法の改正動向を踏まえ、女性職員の活躍を推進し、全庁挙げて、男女がともに働きやすく、働きがいが感じられる職場環境づくりに継続的に取り組んでいくことが重要

(3) 働きやすい職場づくり

ア 総実勤務時間の短縮

- 時間外勤務の上限規制など勤務時間に係る労働法制の遵守と、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理及び命令された時間外勤務に係る手当の適時・適切な支給を実施
- 事務事業の効率化や職員間の業務の平準化を図るとともに、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うために必要な人員を隨時・的確に確保

イ 教育職員の勤務時間管理

- 教育職員の在校等時間の状況を踏まえ、働き方改革の推進など業務改善の取組を引き続き着実に実行。部活動指導の地域移行については、教育職員の負担軽減の観点から、各学校等において検討が必要

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- フレックスタイム制について、職場の実情を踏まえつつ、本府での導入について具体的な検討を進めることが必要。また、勤務間のインターバル確保について、国の具体的な取組等を注視しつつ、引き続き研究を進めることが必要

エ 仕事と家庭の両立

- 職員が制度を利用して安心して働く職場環境づくりを推進するため、職場全体としての支援体制を構築する取組を一層推進

オ 健康の保持増進

- 職員の健康増進に向け、特にメンタルヘルス対策については、これまで以上に積極的に取り組み、働きやすい職場づくりなど未然防止に努める必要

カ ハラスメントの防止

- パワー・ハラスメントや、セクシュアル・ハラスメント等全てのハラスメントの根絶を目指した対策と発生時の適切な対応をさらに積極的に推進

キ 適正な勤務環境の確立

- 労働安全衛生法等に則った適切な勤務環境を確立し、加えて、計画的な職場の設備整備等により、働きやすい勤務環境を実現

(4) 公務員倫理の徹底

- 不祥事の発生を抑止し、府民から信頼される府政の確立に向け、全職員に公務員倫理を徹底する取組を継続的に進める必要

(5) 各種任用制度の運用

- 会計年度任用職員及び臨時の任用職員の勤務条件等については、引き続き、任命権者において関係法令の趣旨等を十分に踏まえた上で、適切な運用となるよう努めることが必要

参考

○ 府職員の平均年間給与額（令和6年 行政職 平均年齢40.0歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,067千円	6,304千円	237千円

○ 給与算定期例（令和6年 行政職給料表適用職員）

職務段階	年齢 (級)	扶養 親族	年間給与		
			勧告前	勧告後	差
係員	25歳 (1級)	なし	千円 3,874	千円 4,291	千円 417
	30歳 (2級)	配偶者	4,606	4,927	321
副主査	35歳 (3級)	配偶者 子1人	5,510	5,752	242
主査	40歳 (4級)	配偶者 子2人	6,751	6,895	144
課長補佐	45歳 (4級)	配偶者 子2人	7,323	7,453	130
課長級	54歳 (6級)	配偶者 子2人	8,946	9,087	141
副部長級	56歳 (8級)	配偶者 子1人	10,886	11,067	181
部長級	57歳 (9級)	なし	11,776	11,968	192

(注)・一類(大卒相当)採用者を例に、給料(管理職員1.5~2%カット)、扶養手当、地域手当(京都市内)、
管理職手当を基礎に算出
・年齢は年度末年齢

○ 過去の人事委員会勧告の状況

年	月例給		期末・勤勉手当		備考
	公民較差	改定	支給月数	対前年増減	
平成3年	3.70%	給料表引上げ 扶養手当引上げ 等	5.45月	0.10月	○管理職員特別勤務手当の新設
平成4年	2.85%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	5.45月	—	
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	↑ <年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	↑ 全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	↑ 全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	↓ ○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	↑ 管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	↑ 全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	↑ 管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・單身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（2年度～）
令和2年	▲0.01%	—	4.45月	▲0.05月	○歯科医師に対する初任給調整手当の創設（3年度～）
令和3年	▲0.01%	—	4.30月	▲0.15月	○高齢層職員（55歳超）の昇給制度改革
令和4年	0.30%	給料表引上げ	4.40月	0.10月	
令和5年	1.13%	給料表引上げ	4.50月	0.10月	○在宅勤務等手当の創設（6年度～）
令和6年	3.25%	給料表引上げ	4.60月	0.10月	○給与制度のアップデート ・給料表構造の見直し ・扶養手当、通勤手当等の見直し

(2) 給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査

① 職員給与実態調査

令和6年4月1日現在における職員の給与額、学歴、年齢等を調査し、次の結果を得ました。

- (ア) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数
- (イ) 職員の給料表別、学歴別、性别人員構成比
- (ウ) 職員の給料表別平均給与月額
- (エ) 公民給与の較差算定対象職員の状況
- (オ) 職員の給料表別、学歴別及び年齢別人員分布並びに平均給料月額
- (カ) 職員の扶養手当の支給状況
- (キ) 職員の地域手当の支給状況
- (ク) 職員の住居手当の支給状況
- (ケ) 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況
- (コ) 職員の管理職手当の支給状況
- (サ) 職員の通勤手当の支給状況
- (シ) 再任用職員の適用給料表別人員

[主な調査結果]

○ 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別・性别人員構成比

給料表区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比				性别人員構成比	
				中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	人 21,202	歳 39.3	年 17.1	% 0.2	% 15.6	% 6.3	% 77.9	% 62.1	% 37.9
行政職給料表	4,703	39.6	17.3	0.1	16.2	7.1	76.6	56.1	43.9
公安職給料表	6,449	38.2	17.1	-	38.4	5.3	56.3	87.4	12.6
教育職給料表(2)	3,371	40.2	17.1	-	0.4	3.0	96.6	53.5	46.5
教育職給料表(3)	5,966	39.1	16.2	-	-	6.9	93.1	43.8	56.2
医療職給料表(1)	43	45.9	20.2	-	-	-	100.0	69.8	30.2
医療職給料表(2)	165	41.6	17.9	-	-	9.1	90.9	50.3	49.7
医療職給料表(3)	124	46.8	22.2	-	3.2	91.9	4.9	58.1	41.9
研究職給料表	190	41.1	17.9	-	1.6	0.5	97.9	71.6	28.4
特定任期付職員給料表	3	39.7	-	-	66.7	-	33.3	100.0	-
計	21,014	39.2	16.9	0.0	15.5	6.3	78.2	61.9	38.1
企業職給料表	100	44.0	21.5	-	11.0	5.0	84.0	88.0	12.0
現業職(協約)給料表	88	57.0	37.3	42.0	48.9	8.0	1.1	70.5	29.5

○ 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	令和6年4月						
	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 341,751	円 9,111	円 24,107	円 7,264	円 4,675	円 3,113	円 390,021
行政職給料表	310,082	6,231	25,358	8,632	9,175	327	359,805
公安職給料表	336,328	13,352	30,314	5,756	1,728	610	388,088
教育職給料表(2)	366,082	7,488	22,835	8,868	2,773	5,072	413,118
教育職給料表(3)	358,010	7,805	16,856	6,978	4,973	5,449	400,071
医療職給料表(1)	460,657	7,919	83,786	4,884	51,372	225,107	833,725
医療職給料表(2)	329,960	6,948	20,704	8,233	3,456	5,038	374,339
医療職給料表(3)	344,833	12,198	18,755	3,892	1,837	242	381,757
研究職給料表	334,905	6,647	24,850	7,986	8,521	1,851	384,760
特定任期付職員給料表	611,000	-	57,434	-	-	-	668,434
小計	341,664	9,112	24,104	7,272	4,661	3,139	389,952
企業職給料表	337,304	10,625	25,865	8,881	11,697	300	394,672
現業職(協約)給料表	367,633	7,176	22,782	3,599	-	-	401,190

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。

2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

② 職種別民間給与実態調査

人事院及び京都市人事委員会等と共同して、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所(1,000事業所)のうちから224事業所を抽出のうえ、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事するものについて、令和6年4月分として支払われた給与月額等について調査し、次のものなどについて結果を得ました。

- (ア) 職種別、学歴別、企業規模別初任給の支給状況
- (イ) 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与月額等の状況
- (ウ) 住宅手当、通勤手当の制度
- (エ) 高齢者雇用施策の状況

[主な調査結果]

○ 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所	191	100	73
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	事業所	9	3	3
製造業	事業所	72	31	31
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	事業所	36	24	8
卸売業、小売業	事業所	20	9	10
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	事業所	9	8	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	事業所	45	25	20

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が32事業所あった。
- 2 調査対象事業所224事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた223事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、85.7%である。

○ 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務員・技術者計	大 学 卒	円 244, 339	円 248, 243	円 220, 177	円 265, 399
	短 大 卒	209, 651	209, 225	192, 471	260, 065
	高 校 卒	193, 579	192, 089	190, 381	204, 166
	事 務 員	大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒	240, 256 197, 341 188, 760	246, 447 188, 566 185, 028	215, 764 190, 715 196, 429
	技 術 者	大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒	247, 748 218, 909 196, 018	249, 436 221, 844 203, 779	230, 277 195, 533 189, 238
					245, 115 * *
					205, 000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
- 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
- 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

○ 職種別給与額

職 種 名	項 目	調査実人員		平均年齢	平均給与月額
		人	歳		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	36	54.2	756, 312	
	事務部長・技術部長	472	52.7	674, 966	
	事務部次長・技術部次長	288	50.0	582, 886	
	事務課長・技術課長	1, 066	47.3	534, 797	
	事務課長代理・技術課長代理	474	46.3	464, 126	
	事務係長・技術係長	1, 392	43.9	402, 769	
	事務主任・技術主任	1, 023	41.4	332, 304	
	事務係員・技術係員	3, 623	37.8	326, 391	

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。

(3) 給与に関する協議、承認等

職員の給与等に関する条例及び職員の給与、勤務時間等に関する規則に基づく協議、承認等

区 分	任命権者	計		知 事		教育委員会		警察本部長		その他	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
採用	国・他府県等から引き続き採用する場合の初任給等決定	件 23	人 71	件 10	人 13	件 4	人 22	件 9	人 36	件 0	人 0
	特殊の職に採用する場合の初任給等の決定	6	12	6	12	0	0	0	0	0	0
	特定の職務の級に採用する場合の職務の級等の決定	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
昇格	死亡に伴う昇格	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	昇任等に伴う昇格	7	251	2	84	1	158	2	7	2	2
昇給	死亡に伴う昇給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研修・表彰等に伴う昇給	5	45	0	0	0	0	5	45	0	0
免許所有職員の経験年数の取扱い		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正規の試験の合格者に準じた初任給の決定		6	4	2	0	1	1	3	3	0	0
給料表の適用を異にする異動者の級の決定		2	17	1	10	1	7	0	0	0	0
その他の		10	5	6	3	2	0	2	2	0	0
計		61	407	28	123	9	188	22	94	2	2

(4) 勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等

- ① 交替制勤務職員など職務の特殊性等により4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員については、職員の給与等に関する条例第32条第2項ただし書の規定により、人事委員会と協議することとされています。

令和6年度については、次の職員について協議があり、異議がない旨回答しました。

任命権者	対象機関	対象職員	内 容	回答年月日
警察本部長	川端警察署 上京警察署 中京警察署 下京警察署 下鴨警察署 山科警察署 右京警察署 北警察署 西京警察署 向日町警察署 宇治警察署 城陽警察署 八幡警察署 田辺警察署 木津警察署 亀岡警察署 南丹警察署 綾部警察署 福知山警察署 舞鶴警察署 京丹後警察署	左記警察署で勤務する警察官	当番制の導入	R7.3.13
警察本部長	下京警察署 地域課 下鴨警察署 地域課 伏見警察署 地域課 山科警察署 地域課 右京警察署 地域課 南警察署 地域課 西京警察署 地域課 宇治警察署 地域課 田辺警察署 地域課 舞鶴警察署 地域課 京丹後警察署 地域課 捜査第一課 檢視官室 機動捜査隊 高速道路交通警察隊	左記所属で勤務する警察官	三交代制勤務に勤務時間の割振り変更を導入する	R7.3.13

- ② 任命権者は、勤務の特殊性等のため、勤務を命じる週休日の前4週間から後8週間までの間に週休日を振り替えることができない場合は、職員の給与、勤務時間等に関する規則第66条の2第2項の規定により、人事委員会の承認を得て、週休日の振替を行う期間について別段の定めをすることとされています。

令和6年度については、週休日の振替を行う期間についての協議はありませんでした。

- ③ 職員の給与、勤務時間等に関する規則第84条の規定により、特別の事情によりこの規則によることができない場合またはこの規則によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、またはあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いとするとできるとされています。

8 分限及び懲戒

令和6年度に処分事由説明書の写しの提出があった懲戒処分及び分限処分については、次のとおりです。

	知 事	教育委員会	警察本部長	合 計
懲戒処分				
免 職	2	3	0	5
停 職	0	0	1	1
減 給	2	1	3	6
戒 告	1	0	0	1
小 計	5	4	4	13
分限処分				
休 職	0	0	0	0
合 計	5	4	4	13

9 公 平 審 査

(1) 勤務条件に関する措置要求

令和6年度における係属性件数は次のとおりです。

年度当初 係属性件数	新規 件 数	処 理 件 数						年 度 末 係属性件数
		却下	取下げ	一部棄却 一部却下	棄却	認容	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

令和6年度における係属性件数は次のとおりです。

年度当初 係属性件数	新規 件 数	処 理 件 数							年 度 末 係属性件数
		却下	取下げ	打切り	処分取消	処分修正	処分承認	計	
2	1	0	0	0	0	0	2	2	1

(3) 苦情の処理

令和6年度における相談件数は26件で、その内22件を年度内に処理しました。

(4) 公務災害補償の審査

令和6年度は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項による公務災害補償に関する審査の請求はありませんでした。

10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況

令和6年度は、苦情相談が1件あり、年度内に処理しました。

11 労働基準監督機関の職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定により、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の内容は、次のとおりです。

(1) 職権行使の概要

処理事項		知事	教育委員会	警察本部長	計
労働基準法関係	解雇予告除外認定	2	2	0	4
	一斉休憩除外届出	0	11	0	11
	時間外労働及び休日労働に関する協定書届出	21	61	1	83
	宿日直勤務許可	1	2	1	4
	計	24	76	2	102
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	0	0	1	1
	衛生管理者選任報告	6	17	19	42
	産業医選任報告	2	1	7	10
	安全管理者選任報告	4	0	0	4
	定期	10	54	2	66
	有機溶剤等	17	0	1	18
	特定化学物質等	7	2	1	10
	電離放射線等	6	0	1	7
	鉛	2	0	1	3
	高気圧業務	0	1	1	2
	指導勧奨による特殊	0	0	0	0
	歯科健康診断	2	0	0	2
	労働者死傷病報告	3	5	24	32
	ボイラー	0	0	0	0
設置届	第一種圧力容器	0	0	0	0
	クレーン	0	0	0	0
	その他(放射線装置等)	19	16	0	35
	ボイラ等落成検査	0	0	0	0
生法	ボイラ等使用再開検査	0	0	0	0
	検査証	ボイラー	0	0	0
	再交付・書替申請	第一種圧力容器	0	0	0
関係	その他(ゴンドラ)	0	0	0	0
	ボイラ等休止報告	0	1	0	1
	ボイラ等検査証の返還	0	1	0	1
	設置報告	小型ボイラー	2	0	2
性能検査結果報告	その他(小型クレーン等)	0	0	0	0
	ボイラー	0	0	0	0
	第一種圧力容器	0	0	0	0
	ゴンドラ	2	0	1	3
ストレスチェック	クレーン	2	0	0	2
	ストレスチェック	1	2	1	4
	有機溶剤一部適用除外認定	5	0	0	5
計		90	100	60	250
合計		114	176	62	352

(2) 労働基準法による事業区分

次のとおり事業場の変更がありました。

所管	任命権者	区分	改 正 前	改 正 後	改正年月日
人事委員会	知事	1 2 号	中小企業技術センターけいはんな分室	(削除) ※同センター本所と同一の事業場とする。	令和6年4月1日
	教育		中学校(4)	(削除) ※同高等学校と同一の事業場とする。	

(注)区分は、労働基準法別表第1の各号

別表（1） 京都府人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(令和7年3月31日現在)

任命 権者 号別等	知 事	議 長	教育委員会	警察本部長	選挙 管理 委員会	代表 監査 委員	人 事 委員会	海区漁 業調整 委員会	計
12	職員研修・研究支援センター、消防学校、京都学・歴彩館、保健環境研究所、看護学校、中小企業技術センター、同センター中丹技術支援室、織物・機械金属振興センター、高等技術専門校（3）、障害者高等技術専門校（2）、農業大学校、農林水産技術センター（農林センター栽培技術開発部及び環境部を含む。）、同農林センター森林技術センター、同農林センター丹後農業研究所、同農林センター茶業研究所、同生物資源研究センター、同畜産センター、同畜産センター碇高原牧場、同海洋センター、林業大学校	[小計] 23	図書館、総合教育センター（2）、郷土資料館（2）、高等学校（48）※※、盲学校※、聾学校※、支援学校（10）※	警察学校	[小計] 1				89
一般官公署	知事部局本庁（職員健康指導室を除く。）、会計室（4）、消費生活安全センター、リハビリテーション支援センター、雇用推進課、中小企業総合支援課（京都経済センター駐在）、経済交流課（京都経済センター駐在）、経済交流課京都舞鶴港振興係、港湾局、広域振興局（11）、旅券事務所、府税事務所（3）、自動車税管理事務所、東京事務所、体育館、家庭支援総合センター、児童相談所（2）、同支所、計量検定所、地域農業改良普及センター（7）、家畜保健衛生所（4）、水産事務所、京都林務事務所、大野ダム総合管理事務所、労働委員会事務局	議会事務局 [小計] 50	教育庁本庁、教育局（5） [小計] 1	警察本部、鉄道警察隊、運転免許試験課、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署（25） [小計] 6	選挙管理委員会事務局 [小計] 30	監査委員事務局 [小計] 1	人事委員会事務局 [小計] 1	海区漁業調整委員会事務局 [小計] 1	91
計		73	1	71	31	1	1	1	180

※寄宿舎を除く。

※※うち宮津天橋高等学校（宮津学舎・加悦谷学舎）及び丹後緑風高等学校（網野学舎・久美浜学舎）については、それぞれの学舎を一つの事業場とする。

※※各附属中学校については、同高等学校と同一の事業場とする。

備考 1 ()内の数は事業場数である。

2 「知事部局本庁」には、収用委員会事務局を含む。

3 上記の事業場の実施する直営事業が、労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に該当する場合においては、上記事業区分にかかわらず、別に協議して定めるものとする。

4 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

別表（2） 京都労働局が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(令和7年3月31日現在)

任命 権者 号別等	知 事	議 長	教育委員会	警察本部長	選挙 管理 委員会	代表 監査 委員	人 事 委員会	海区漁 業調整 委員会	計
1				自動車整備工場 〔小計〕 1					1
3	土木事務所(8)、同出張所(3) 〔小計〕 11								11
6	植物園 〔小計〕 1								1
10	自転車競技事務所 〔小計〕 1								1
13	職員健康指導室、保健所(7)、淇陽学校、洛南病院、精神保健福祉総合センター、動物愛護センター 〔小計〕 12		盲学校の寄宿 舎、聾学校の寄 宿舎、支援学校 の寄宿舎(3) 〔小計〕 5						17
計		25		5	1				31

備考 ()内の数は事業場数である。

(3) 事業場調査

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場について、労働基準法及び労働安全衛生法の適用の実態を調査することにより、公務災害の防止と職員の勤務条件を改善することを目的とするもので、令和6年度は、180事業場を対象に書面調査を行うとともに、うち40事業場(45箇所(知事部局本庁5課及び教育庁本庁1課、警察本部2課を含む。))を対象に実地調査を実施しました。

実地調査日	事業場名	実地調査日	事業場名
1 6.11.15	丹後家畜保健衛生所	24 6.12.25	下鴨警察署
2 6.11.15	丹後郷土資料館	25 7. 1. 8	向日町警察署
3 6.11.25	茶業研究所	26 7. 1. 8	警察本部(交通部・1所属)
4 6.11.26	丹後会計室	27 7. 1. 8	リハビリテーション支援センター
5 6.11.26	碇高原牧場	28 7. 1.10	亀岡高等学校
6 6.11.27	清新高等学校	29 7. 1.10	亀岡警察署
7 6.11.27	京丹後警察署	30 7. 1.14	山科警察署
8 6.11.27	知事部局本庁(総務部・1所属)	31 7. 1.14	中小企業総合支援課(京都経済センター駐在)
9 6.11.27	知事部局本庁(総合政策環境部・1所属)	32 7. 1.14	経済交流課(京都経済センター駐在)
10 6.11.28	宇治支援学校	33 7. 1.15	知事部局本庁(農林水産部・1所属)
11 6.12. 2	舞鶴支援学校	34 7. 1.15	山城高等学校
12 6.12. 3	警察本部(総務部・1所属)	35 7. 1.16	南丹高等学校
13 6.12. 4	科学捜査研究所	36 7. 1.17	宇治児童相談所京田辺支所
14 6.12. 6	中丹支援学校	37 7. 1.17	生物資源研究センター
15 6.12.10	中小企業技術センター中丹技術支援室	38 7. 1.17	東宇治高等学校
16 6.12.10	中丹家畜保健衛生所	39 7. 1.17	山城会計室
17 6.12.11	教育庁本庁(1所属)	40 7. 1.21	川端警察署
18 6.12.17	工業高等学校	41 7. 1.22	選挙管理委員会事務局
19 6.12.17	総合教育センター北部研修所	42 7. 1.24	洛北高等学校(附属中学校)
20 6.12.18	京都八幡高等学校	43 7. 1.24	旅券事務所
21 6.12.20	知事部局本庁(建設交通部・1所属)	44 7. 1.24	山城南農業改良普及センター
22 6.12.23	聾学校	45 7. 1.24	山城郷土資料館
23 6.12.25	知事部局本庁(健康福祉部・1所属)		

なお、実地調査において、法令事項について指導を行った主な事項は次のとおりでした。

○労働基準法関係

事　　項	指導を行った 事業場の数
時間外勤務に関すること。	
① 36協定の締結及び届出に関すること。	0
② 時間外勤務命令に関すること。	2
③ 時間外勤務命令の上限規制に関すること。	8
④ 時間外勤務手当に関すること。	0

○労働安全衛生法関係

事　　項	指導を行った 事業場の数
安全衛生管理体制に関すること。	
① 衛生委員会の開催回数に関すること。	6
健康の保持増進に関すること。	
① 健康診断の結果報告提出に関すること。	0
② 健康診断の受診に関すること。	2
危険・有害業務に関すること。	
① 機械等の自主検査の実施等に関すること。	0

(4) 職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施

各職場における労働基準法及び労働安全衛生法についての認識を深め、職員の安全と健康の確保その他勤務条件の一層の充実を図ることを目的とするもので、例年、職員を管理監督する立場にある職員等を対象に、講習会を開催しています。令和6年度は、次のとおり講習会を開催しました。

ア 開催年月日 令和6年7月30日

イ 開催方法 オンライン

ウ 参加人数 292名

エ 内容 【講演】

管理職員のための職場のメンタルヘルス研修

～ラインケアとしての早期発見・早期対応・予防～

講師：特別民間法人中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター

健康快適推進室長 戸次 由佳 氏

12 職員団体

職員団体の登録に関する条例(昭和41年条例第29号)に基づき登録されている職員団体及び令和6年度中における登録事項の変更は次のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

団体名	登録年月日	登録変更事項	変更登録年月日
京都府職員労働組合	昭和43.12.14	役員	令和6.5.1
京都教職員組合	昭和44.3.6	〃	令和6.5.1
京都府立高等学校教職員組合	昭和57.3.5	〃	令和6.5.1
宇治久世教職員組合	昭和57.3.25	〃	令和6.5.1
相楽教職員組合	〃	〃	令和6.5.17
綴喜教職員組合	〃	〃	令和6.5.1
乙訓教職員組合	〃	〃	令和6.5.1
与謝地方教職員組合	〃	〃	令和6.5.1 令和6.7.2
京都府教職員組合	平成2.3.9	〃	令和6.5.1
自治労京都府職員労働組合	平成2.5.25	〃	令和6.6.24
船井・北桑田教職員組合	平成18.4.27	〃	令和6.5.17
I R I S 京 都	令和6.2.26	役員規約	令和6.9.5

13 職員団体等の規約の認証

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき、職員団体等の規約の認証がされている職員団体等は次のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

団体名	認証年月日	規約変更事項	変更認証年月日
京都自治体労働組合総連合	令和2.10.13	—	—

14 諸会議

会議名	開催年月日 (開催地)
全国人事委員会連合会関係	第132回総会
	令和6.6.27 (東京都)
近畿人事委員会協議会関係	第67回公平審査 事務研修会
	令和6.7.8~9 (宮城県)
	委員長・事務局長会議 〔※東海北陸人事委員会 協議会との合同会議〕
	令和6.5 (滋賀県)※書面開催
	委員長・事務局長会議
	令和6.11.22 (奈良県)
	給与担当課長会議
	令和6.8 (兵庫県)※書面開催
	公平事務研究会
	令和7.2 (兵庫県)※書面開催
	任用事務研究会
	令和7.3 (和歌山県)※書面開催
	労基事務研究会
	令和7.2.25 (京都府)※WEB開催
十六都道府県人事委員会協議会関係	委員長・事務局長会議
	令和6.4.24 (宮城県)
	事務局長会議
	令和6.7.12 (千葉県)※WEB開催
全国人事委員会事務局長会議	令和6.8.23 (東京都)※WEB開催

第3章 人事委員会事務局

1 事務局の事務分掌

(令和6年4月1日現在)

課	係	分掌事務	職員数
総務任用課	総務任用係	<ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会の会議に関すること。 ・人事委員会の情報公開・個人情報保護事務及び事務局の事務総合調整に関すること。 ・人事記録の管理及び人事統計報告に関すること。 ・人事法規及び人事行政の調査、運営についての意見又は勧告等に関すること。 ・事務局職員の人事服務、表彰、研修、給与及び福利厚生に関すること。 ・事務局の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。 ・採用試験に関すること。 ・採用及び昇任選考申請事務に関すること。 ・任用制度及び任用関係法令等に関すること。 ・各種統計資料、文書の収受、編集、保存及び照会・回答に関すること。 ・公印の管守及び事務局他課他担当の所管に属さないこと。 	9 〔事務局長及び次長を含む〕
職員課	給与係	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等に関する報告及び勧告に関すること。 ・給与に関する規則の制定及び改廃等に関すること。 ・条例及び規則に基づく協議・承認に関すること。 ・民間給与実態調査に関すること。 ・職員給与実態調査に関すること。 ・給与制度の調査研究に関すること。 ・職員団体の対応に関すること。 ・給与の支払監理等に関すること。 	7
	審査係	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)に関すること。 ・職員団体に関すること。 ・苦情処理に関すること。 ・不利益処分についての審査請求に関すること。 ・勤務条件に関する措置の要求に関すること。 ・分限、懲戒及び服務に関すること。 ・退職管理、人事評価、研修及び厚生福利制度に関すること。 ・労働基準監督機関の職権行使に関すること。 	

2 予算の状況

(令和6年度最終補正後)

款・項・目(事項)	予 算 額	説 明
款)総 務 費	169,558	
項)人事委員会費	169,558	
目)人事委員会費	169,558	
・人事委員報酬 及び職員給与費	155,432	人事委員 3名 9,821 事務局職員 16名 145,611
・人事委員会及び 事務局運営費	1,932	勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の調査、審理並びに勤務時間、休暇等の勤務条件に関する調査、研究、職員の苦情相談等に要する経費を含む
・試験実施及び 給与実態調査費	12,194	職員採用試験の実施及び給与に関する調査、勧告に要する経費 うち、人材確保対策重点活動費 3,003千円